

児童扶養手当額・特別児童扶養手当額の改定

子育て支援課 ☎ 66・1108

4月分から各手当額が次のとおり改定されます。

◆児童扶養手当

全額支給 4万2千330円
(旧4万2千330円)

一部支給

4万2千280円～9千980円
(旧4万2千320円～9千990円)

○第2子加算額
全額支給 9千990円
(旧1万円)

一部支給 9千980円～5千円
(旧9千990円～5千円)

○第3子以降加算額
全額支給 5千990円
(旧6千円)

一部支給 5千980円～3千円
(旧5千990円～3千円)

◆特別児童扶養手当

1級 5万千450円
(旧5万千500円)

2級 3万4千270円
(旧3万4千300円)

公園グラウンド野球場・陸上競技場利用停止のお願い

体育課 ☎ 66・1222

公園グラウンド一部改修工事のため、野球場・陸上競技場の利用を停止します。

○野球場
5月30日(火)～8月5日(土)

○陸上競技場
6月6日(火)～8月25日(金)
問合先 公園グラウンド
☎ 57・2711

特別支援教育と就学に向けての説明会

学校教育課 ☎ 66・1165

とき 5月11日(木)
午後1時30分～3時

ところ 市民会館 中会議室

対象 平成29年度に小学校に入学するお子さんの保護者で、発達で気になることがある方、就学について相談したい方

申込み・問合先 保育園・幼稚園を通して配布する案内書を、直接各園へ。※未就園の場合は学校教育課にお問い合わせください。

内容 蒲郡市の特別支援教育について
参加費 無料

◆ 57・4100

法人市民税の税率の特例措置の3年延長と軽減措置について

法人市民税の法人税割の税率は、教育関係施設の整備充実のために、法人などに対して標準税率(9.7%)を2.4%上回る税率を適用しています。

平成14年度～27年度の14年間での増額部分は、約17.5億円となり、市内小中学校施設の耐震改修などに活用してきました。法人の皆さまのご協力に感謝します。

今後、数年にわたって市内小中学校施設の改修計画があるため、特例措置適用期間を平成33年3月30日まで3年間延長することになりました。

※中小法人などに対する軽減措置

現行では、特例措置を適用しない条件として資本金などの金額が1億円以下で、かつ分割前の法人税割の課税標準である法人税額が400万円以下としているものを、平成30年度から法人税額の条件を1,300万円以下に引き上げます。引き続きのご協力をお願いします。

税務課 ☎ 66・1116

指定管理者が決まりました

3月末に指定期間が満了する施設では引き続き指定管理者による管理運営を行います。このため、昨年7月以降に、指定管理者を募集し、次のとおり決定しました。

今後も、市では民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費節減に努めます。

施設名	指定管理者団体名	指定期間 (平成29年4月1日～)
南部市民センター	蒲郡市南部市民センター管理委員会	平成30年3月31日まで
勤労福祉会館	社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会	平成34年3月31日まで
竹島水族館	一般社団法人竹島社中	平成34年3月31日まで

行政課 ☎ 66・1155